いわき市農業委員会第23回農地部会議事録

1 開催日時

平成29年5月19日(金)13時から13時52分

2 開催場所

いわき市文化センター 2階 第1会議室

3 出席者(19人)

(1) いわき市農業委員会農地部会(13人)

部会長 7番 蛭田 元起 部会長職務代理者 9番 髙木 眞一 委員

 1番
 鈴木
 克巳
 6番
 荒川
 光弘
 13番
 草野
 庄一

 2番
 木村
 茂
 8番
 佐藤
 好弘
 14番
 佐川
 良平

 10番
 青木
 泰榮
 15番
 草野
 久仁昭

4番 長瀬 紘

5番 飯高 敬一 12番 鈴木 ヒデ子

(2) 事務局(6人)

鈴木 一徳 事務局次長

林 克伊 主任主查兼農地調整係長

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者(2人)

3番 大竹 公治

11番 小野 勝彦

5 会議の概要

農地部会長

それでは、只今から第23回農地部会を開催いたします。

(以下、議長) 本日の通告欠席者は、3番 大竹公治委員、11番 小野勝彦委員の 2名であります。只今15名中、13名が出席しておりますので、本日 の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。

> 次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指 名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議がないようですので、指名いたします。

12番 鈴木ヒデ子委員、13番 草野庄一委員にお願いいたします。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報 告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前回開催されま した農政振興部会の報告を事務局から説明お願いします。

林係長

取下げ、訂正、追案等について説明いたします。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 において訂正が1件ございます。

詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。

鈴木次長

それでは、事務局より、4月20日(木)に開催されました第20回 農政振興部会の結果についてご報告いたします。

平成29年3月27日(月)に開催しました第14回総会において農政 振興部会に付託されました「農地等の利用の最適化の推進に関する 意見等」の原案作成を進めるにあたり、その基本方針として、昨年 度作成しました意見等の構成を踏襲し、現状や課題を時点修正した うえで、「具体的意見」とした5項目の内容を掘り下げることを再確 認し、議論を開始するにあたり、新年度を迎えたことで新たに提供 可能となった各種統計資料等の説明をしたところです。

前回の農政振興部会の結果報告につきましては、以上でございま す。

議 長 それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員 会の委員は自己、又は、同居の親族、若しくはその配偶者に関する 事項については、その議事に参与することができないこととされて おります。

今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申 請について」事務局より説明願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

説明に先立ちまして、議案書の訂正がございます。

議案書5ページ、番号15番の案件につきまして、申請面積が13,690 m²となっておりますが、1,369m²に修正をお願いします。

続いて、議案書6ページ、番号21番の案件につきまして、譲渡人の住所が修正となります。また、権利移動事由が新規就農(使用貸借)と記載すべきところ、貸借の文字が切れてしまいましたので、それぞれ修正をお願いいたします。

続いて、議案書7ページの計ですが、畑の面積が30,070㎡から15,011㎡へ、合計が58,973㎡から43,914㎡へ修正をお願いします。

議案書の3ページをお開き願います。

3条許可申請について説明いたします。

1番、申請地、平、地目は畑、面積は1,370㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外6件、7番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、8番、申請地、平、外1筆、地目はすべて田、合計面 積は3,284㎡でございます。

権利移動事由は、交換による所有権の移転でございます。

外1件、9番までは交換による所有権の移転でございます。

続きまして、10番、申請地、平、地目は田、面積は658㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

外1件、11番までは贈与による所有権の移転でございます。

続きまして、12番、申請地、平、外1筆、地目はすべて田、面積は615㎡でございます。

権利移動事由は、使用貸借権の設定でございます。

外2件、14番までは使用貸借権の設定でございます。

続きまして、15番、申請地、平、外1筆、地目はすべて畑、合計 面積は1,369㎡でございます。

権利移動事由は、賃借権の設定でございます。

外3件、18番までは賃借権の設定でございます。

続きまして、19番、申請地、四倉町、外1筆、地目はすべて田、 合計面積は6,327㎡でございます。

権利移動事由は、新規就農(売買)による所有権の移転でございます。

外1件、20番までは新規就農(売買)による所有権の移転でございます。

続きまして、21番、申請地、大久町、外4筆、地目はすべて畑、 合計面積は4,407㎡でございます。

権利移動事由は、新規就農(使用貸借)による権利の設定でございます。

今月の3条申請面積は、田28,903㎡、畑15,011㎡、合計43,914㎡です。

番号1番から21番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議長

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

まず、平1区、お願いいたします。

4番長瀬委員

番号1、12、13、15、16番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長

続いて、平2区お願いいたします。

10番青木委員

番号2、3、4、8、9、10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長

続いて、小名浜・常磐地区お願いいたします。

14番佐川委員

番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題 はありませんでした。報告は以上です。

議長

続いて、内郷・好間・三和地区お願いいたします。

15番草野委員

番号14番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長

続いて、四倉・久之浜・大久地区お願いいたします。

5番飯高委員

番号6、19、20、21番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長

続いて、遠野・田人地区お願いいたします。

6番荒川委員

番号17、18番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、 問題はありませんでした。報告は以上です。

議長

続いて、小川・川前地区お願いいたします。

13番草野委員

番号7番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題 はありませんでした。報告は以上です。

議長

続いて、勿来地区お願いいたします。

宇佐見主任

番号11番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題 はありませんでした。報告は以上です。

議長

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見無しの声)

議長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査

議案書9ページをお開き願います。

では、議案第2号、農地法第4条第1項許可を説明いたします。 お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧に なりながらお聞きくださるようお願いします。

番号1番、申請土地の表示でありますが、住所は四倉町、登記地 目は田、面積は116㎡であります。

転用目的につきましては、公衆用道路であります。

事業実施の確実性につきましては、申請人は高齢であり、年々農作業することも困難となってきていることから、当該隣接地に息子の分家住宅を建設し、農作業の労働力を確保する予定であります。しかし、その予定地については、分家住宅建築の接道要件を満たしていないため、都市計画課と協議をしておりました。その中で、都市計画課より、申請地を公衆用道路とした上で開発許可申請手続きを行う旨の指導を受け、今回の申請に至った案件であり、事業実施は確実であると思われます。

以上1件、面積の計は、田116㎡であり、合計も116㎡であります。 説明は以上です。

議長

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。

5番飯高委員

番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題 はありませんでした。報告は以上です。

議長

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査

議案書11ページをお開き願います

では、議案第3号、農地法第5条第1項許可を説明いたします。 お手元に配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧に なりながらお聞きくださるようお願いします。

番号1番、申請土地の表示でありますが、住所は平、登記地目は 田及び畑、転用面積は田266㎡、畑1,919㎡、合計2,185㎡、併用地、 宅地504.01㎡、公衆用道路137㎡、総合計2,826.01㎡であります。権 利の移動につきましては、賃借権の設定であります。

転用目的につきましては、海産物加工場であります。

事業実施の確実性につきましては、東日本大震災により工場が甚大な被害を受けたことに加え、風評被害により売り上げが減少しております。震災前の売上げに戻すためには、従業員が安全で衛生的な環境のもと食品加工を行い、消費者の需要に応える必要があります。そのためには、工場の移転及び建替えが急務であること、その用地についても同法人の代表取締役が所有する土地であることから、事業実施は確実であると思われます。

番号2番、申請土地の表示でありますが、住所は山田町、登記地 目は田、転用面積は21㎡であります。

権利の移動につきましては、所有権の移転であります。

転用目的につきましては、進入道路敷地であります。

事業実施の確実性につきましては、譲受人が住む住居への進入路の幅員が狭く、進入路の利用者の車が東側のブロック塀に接触、西側の田に落車することがあり、進入路の利用者の安全を確保するための進入路を拡幅する案件であり事業実施は確実であると思われます。

番号3番、申請土地の表示でありますが、住所は小川町、登記地目はすべて畑、転用面積は合計で497㎡。

権利の移動につきましては、使用貸借権の設定であります。

目的につきましては、自己住宅敷地であります。

事業実施の確実性につきましては、被設定人の家族は、現在、実

家で祖母及び父母と同居しておりますが、この家屋は50坪程度の農家住宅であり、8人で暮らすには手狭であります。そのため、祖母所有の農地を借りて自己用住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実であると思われます。

4番については、震災復興工事に伴う資材置場での一時転用、5番については、山砂採取のための進入路での一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上 5 件、面積の合計は、田2,593.88㎡ 畑2,416㎡となりまして、合計は5009.88㎡となります。説明は以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

議 長 まず、平2区、お願いいたします。

10番青木委員 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議 長 続いて、勿来地区お願いいたします。

1番鈴木委員 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題 はありませんでした。報告は以上です。

議 長 続いて、小川・川前地区お願いいたします。

13番草野委員 番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題 はありませんでした。報告は以上です。

議 長 続いて、一時転用について報告お願いいたします。

近藤主査 番号4番は、復興住宅工事に伴う資材置場での一時転用、番号5番は山砂採取のための進入路での一時転用であり、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、 その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」事務 局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書13ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第5号から第6号の内容について説明いたします。

第5号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業 の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。

実施地区は平。

買い手1名、売り手1名、対象筆数、田1筆、地目及び面積、田3,000 m²となっております。

第6号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業 により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は四倉、好間、大久。

借り手1名、貸し手21名、対象筆数、田60筆、畑7筆、地目及び 面積、田481,241㎡、畑2,184㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第5号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の 規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年5月3 1日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は平、現況地目、田、面積3,000㎡外、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度第6号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の 規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年5月31 日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は四倉外3筆、現況地目、田、面積2,233㎡ 外20件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第5号から第6号までの計画内容は、経営面積・従事日数 など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい ると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画 (案)に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いしま す。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書23ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、 意見を求められたためお諮りするものです。

土地の所在は、平外15筆、現況地目、田、面積、14,123㎡外7件、 詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、農用地利用配分計画(案)は平成29年4月20日(木)に開催しました第22回農地部会で議決した農用地利用集積計画に基づいて作成されたものです。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、 何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。

(意義なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

それでは、議案書の25ページをお開き願います。

農地法4条届出について、説明いたします。

番号1、土地の所在地は平、登記地目は畑、面積は773㎡、転用目的はソーラーパネル設置敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年5月1日、受理年月日は平成29年4月5日でございます。

外5件ございました。

26ページをお開きください。

合計面積は、田5,814㎡、畑773㎡、合計が6,587㎡でございます。 以上を事務局長が、専決処分いたしましたので、報告します。

議長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご 承知願います。

次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地 転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

それでは、議案書の28ページをお開き願います。

農地法5条届出について、説明いたします。

番号1、土地の所在地は小名浜、登記地目は田、面積は329㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年5月10日、受理年月日は平成29年4月5日でございます

外17件ございました。

31ページをお開きください。

面積は田6,394㎡、畑5,100.27㎡、合計11,494.27㎡でございます。 以上を事務局長が、専決処分いたしましたので、報告します。

議長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご 承知願います。

次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

宇佐見主任

33ページをお開き願います。

18条6項通知について説明いたします。

1番、所在地は平、地目は田、面積は1,816㎡でございます。

土地の引渡し時期は平成29年3月31日でございます。

外2件、田が4,425m²、合計面積は4,425m²でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議長

以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、 ご承知願います。

議長

次に、「報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

それでは、議案書の35ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、ご説明いたします。

4月中には1件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。

面積は田4,269㎡、畑3,247㎡、合計7,516㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明 書を交付いたしました。

以上につきまして、事務局長が専決処分いたしましたので、ご報告します。

議長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご 承知願います。

次に、皆様から、その他について何かございませんか。

(意見なしの声)

議長

それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第23回 農地部会は、これをもちまして閉会いたします。

ご協力有難うございました。